

平成26年度  
地方自治体における食品廃棄物等の再生利用等の取組  
実態調査<sup>1</sup>  
報告書

平成27年3月

---

<sup>1</sup>「平成26年度食品循環資源に関する実施状況調査等業務報告書」(環境省請負調査)の一部において実施されたもの。

## 地方自治体における食品廃棄物等の再生利用等の取組に係る実態調査

平成 25 年 3 月から中央環境審議会及び食料・農業・農村政策審議会の下の合同会合において食品リサイクル法の施行状況の評価・点検の議論が行われ、平成 26 年 10 月に「今後の食品リサイクル制度のあり方について」(意見具申)において、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品(いわゆる「食品ロス」)への対応が必要であること、家庭から発生する食品廃棄物の再生利用等について地域の实情に応じて市区町村が中心となって推進されるべきこと、食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画(食品リサイクルループ)認定事業について市区町村の区域を越えた事業が環境保全を前提に円滑に行われるようにすべきこと等について提言がなされている。

このような状況を踏まえ、本事業では、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等が円滑に行われるよう、個々の市区町村における対応等が適切に実施されていることを確認することを目的として、市区町村における食品廃棄物等の発生抑制・再生利用に関する実態について、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。また、一部の項目について集計を実施した。

### 1. アンケート調査

#### 1.1. 調査対象

全市区町村に対し、調査を行った。

#### 1.2. 調査項目

以下の項目について調査を行った。

表 1 調査項目(市区町村調査)

調査項目	
食品廃棄物の発生抑制・再生利用に関する取組状況	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法</li><li>➤ 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用手法ごとの仕向先</li><li>➤ 再生利用の対象</li><li>➤ 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の把握・推計状況</li><li>➤ 家庭から排出される食品廃棄物の発生量及び計算方法等</li><li>➤ 組成調査の調査対象や調査方法</li><li>➤ 家庭から排出される食品ロス量の把握状況</li><li>➤ 家庭から排出される食品ロス量及び計算方法等 等</li></ul>
地域内における食品循環資源の再生利用	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 食品関連事業者に対する食品廃棄物の発生抑制・再生利用に関する指導や普及啓発の状況</li><li>➤ 地域の民間の再生事業者の把握状況</li></ul>

等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域内の再生利用事業計画(リサイクルループ)の認定を受けた事業者の把握状況や把握方法</li> <li>➤ 食品廃棄物の受入れに関する市区町村間での協議への対応状況</li> <li>➤ 家庭から排出される食品廃棄物・食品ロス削減のための取組状況及び効果の把握状況</li> <li>➤ 一般廃棄物処理計画における食品廃棄物の記載状況</li> </ul>
------	---

### 1.3. 調査方法

アンケート調査は、環境省から都道府県を通じて各市区町村に対し、メール発送及び電子調査票により実施した。調査期間は、平成 26 年 12 月 5 日から平成 27 年 1 月 9 日とし、メール発送により調査票の回収を行った。

### 1.4. 回収状況

平成 27 年 3 月 9 日までの各市区町村からの回答数は「1,507 件」であり、9 割弱の市区町村から回答があった。各都道府県における回収状況を表 2 に示す。

表2 回収状況（市区町村調査）

		自治体数	回答数	未回答数	割合
北海道地方	北海道	179	52	127	29%
東北地方	青森県	40	40	0	100%
	岩手県	33	33	0	100%
	宮城県	35	34	1	97%
	秋田県	25	13	12	52%
	山形県	35	35	0	100%
	福島県	59	30	29	51%
関東地方	茨城県	44	44	0	100%
	栃木県	26	25	1	96%
	群馬県	35	35	0	100%
	埼玉県	63	63	0	100%
	千葉県	54	45	9	83%
	東京都	62	61	1	98%
	神奈川県	33	33	0	100%
	中部地方	新潟県	30	30	0
富山県	15	15	0	100%	
石川県	19	19	0	100%	
福井県	17	17	0	100%	
山梨県	27	27	0	100%	
長野県	77	76	1	99%	
岐阜県	42	42	0	100%	
静岡県	35	35	0	100%	
愛知県	54	54	0	100%	
近畿地方	三重県	29	29	0	100%
	滋賀県	19	14	5	74%
	京都府	26	26	0	100%
	大阪府	43	43	0	100%
	兵庫県	41	38	3	93%
	奈良県	39	39	0	100%
	和歌山県	30	20	10	67%
中国地方	鳥取県	19	19	0	100%
	島根県	19	12	7	63%
	岡山県	27	27	0	100%
	広島県	23	23	0	100%
	山口県	19	16	3	84%
四国地方	徳島県	24	24	0	100%
	香川県	17	17	0	100%
	愛媛県	20	20	0	100%
	高知県	34	21	13	62%
九州・沖縄地方	福岡県	60	59	1	98%
	佐賀県	20	18	2	90%
	長崎県	21	11	10	52%
	熊本県	45	45	0	100%
	大分県	18	18	0	100%
	宮崎県	26	26	0	100%
	鹿児島県	43	43	0	100%
	沖縄県	41	41	0	100%
全体		1742	1507	235	87%

## 2. 調査結果

### 2.1. 集計対象

平成27年3月9日までに回収した調査票1,509件の調査項目ごとの集計結果を(2)以降に示す。なお、複数の市区町村で構成された組合等から回答があった場合や同一の市区町村から複数回答があった場合(市町村合併により処理状況が異なる場合など)には、調査票単位で集計を行った。

### 2.2. 食品廃棄物の発生抑制・再生利用に関する取組状況

#### 1) 家庭から排出される食品廃棄物(厨芥類、生ごみ)の収集方法

家庭から排出される食品廃棄物の収集法について調査を行ったところ、「家庭から排出される食品廃棄物を分別収集している」、「一部地域のみ分別収集している」と回答した自治体がそれぞれ72件、97件であり、分別収集を行っている自治体は全体の約1割という結果となった。一方、「分別せずに可燃ごみ・混合ごみ等として収集している」と回答した自治体は87%を占める。その他の回答としては、「各家庭において自家処理を行っている」と回答した自治体が多かった。

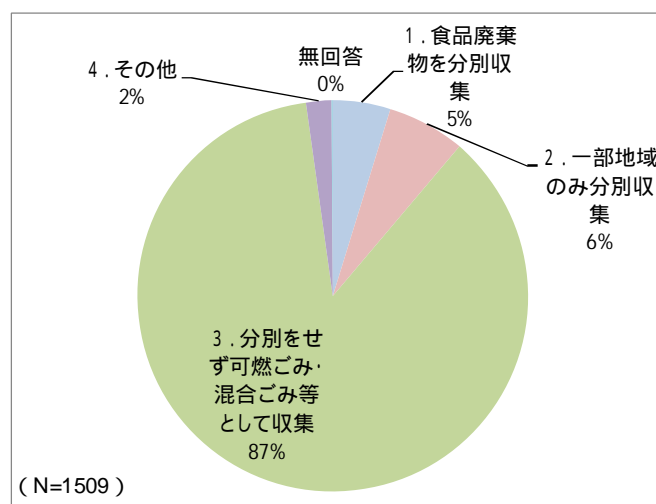


図 1 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法

表 2 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法

	回答数	回答率
1. 家庭から排出される食品廃棄物を分別収集している。	72	5%
2. 一部地域のみ分別収集している(モデル地域での取組、市町村合併以前の取組を一部継続等)。	97	6%
3. 家庭から排出される食品廃棄物の分別をせず可燃ごみ・混合ごみ等として収集している。	1,307	87%
4. その他	31	2%
無回答	2	0%
合計	1,509	100%

また、分別収集を実施していると回答した自治体については、分別実施率（分別収集地域から排出された全ての食品廃棄物のうち、食品廃棄物として適切に分別・収集された割合）や異物混入率（食品廃棄物として分別・収集されたもののうち、異物が混入していた割合）についても調査を行った。分別実施率と異物混入率それぞれの回答数と平均値を下表に示す。分別収集を実施していると回答した自治体 169 件のうち、分別実施率及び異物混入率を把握しているのはそれぞれ 74 件、27 件であり、異物混入率まで把握しているのは約 16%の自治体であった。

表 3 分別実施率及び異物混入率（N=169）

	回答数	平均
分別実施率	74	78%
異物混入率	27	9%

## 2) 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用手法ごとの仕向量

1) で分別収集を実施していると回答した自治体に対し、再生利用手法ごとの仕向先について調査を行ったところ、肥料化を実施している自治体が 131 件と最も多く、全体の 8 割程度を占め、メタン化が 29 件（17%）、飼料化が 6 件（4%）と続く。

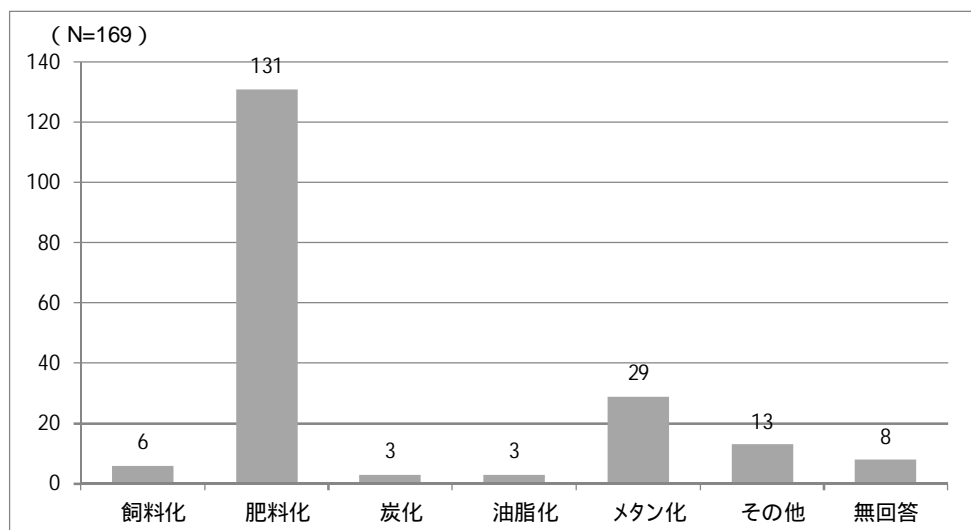


図 2 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用手法

## 3) 再生利用の対象としている食品廃棄物について

1) で分別収集を実施していると回答した自治体に対し、再生利用の対象としている食品廃棄物について調査を行ったところ、「家庭から排出される食品廃棄物と事業系一般廃棄物（食品廃棄物）をあわせて再生利用している」と回答した自治体が最も多く約 7 割を占める。一方、「家庭から排出される食品廃棄物のみで再生利用している」と回答した自治体は 25%であった。その他の回答としては、「産業廃棄物（食品廃棄物）や草木類、汚泥等もあ

わせて再生利用している」との回答が多かった。

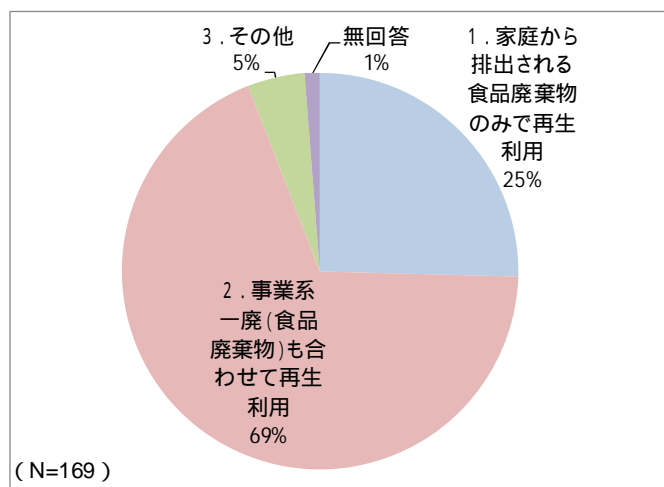


図 3 再生利用の対象としている食品廃棄物

表 4 再生利用の対象としている食品廃棄物

	回答数	回答率
1. 家庭から排出される食品廃棄物のみで再生利用している。	43	25%
2. 家庭から排出される食品廃棄物以外に事業系一廃(食品廃棄物)も合わせて再生利用している。	116	69%
3. その他	8	5%
無回答	2	1%
合計	169	100%

事業系一般廃棄物とあわせて再生利用していると回答した自治体に対し、事業系一般廃棄物の排出先について追加で調査を行った。学校給食から排出された食品廃棄物をあわせて再生利用している自治体が多く、約 8 割の自治体で家庭から排出された食品廃棄物とあわせて再生利用を行っている。学校給食以外では、飲食店やスーパー・百貨店、ホテル・旅館から排出される食品廃棄物をあわせて再生利用していると回答した自治体が多かった。その他の回答としては、保育所や社会福祉施設、コンビニエンス、社内食堂といった回答であった。

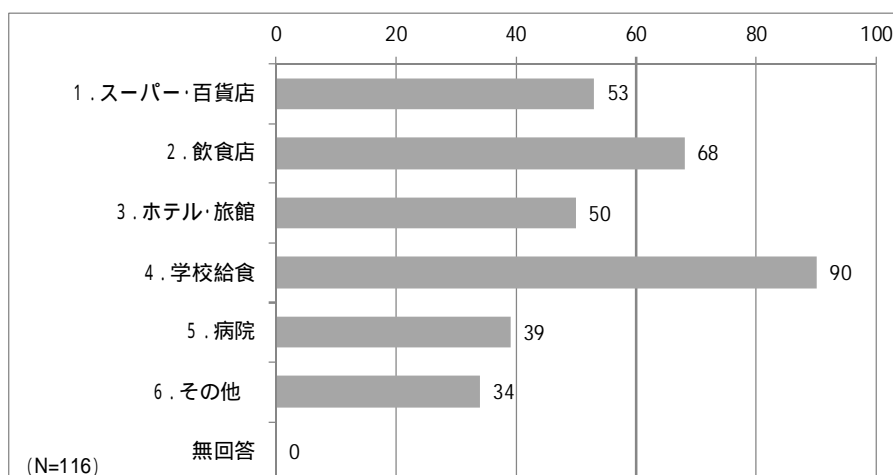


図 4 事業系一般廃棄物（食品廃棄物）の排出先

表 5 事業系一般廃棄物（食品廃棄物）の排出先

	回答数	回答率
1.スーパー・百貨店	53	46%
2.飲食店	68	59%
3.ホテル・旅館	50	43%
4.学校給食	90	78%
5.病院	39	34%
6.その他	34	29%
無回答	0	0%
総計	116	

#### 4) 家庭から排出される食品廃棄物の量の把握、推計状況

平成 25 年度の家庭から排出される食品廃棄物の発生量の把握又は推計の状況について調査を行ったところ、把握していると回答した自治体は約 2 割の 286 の自治体であった。

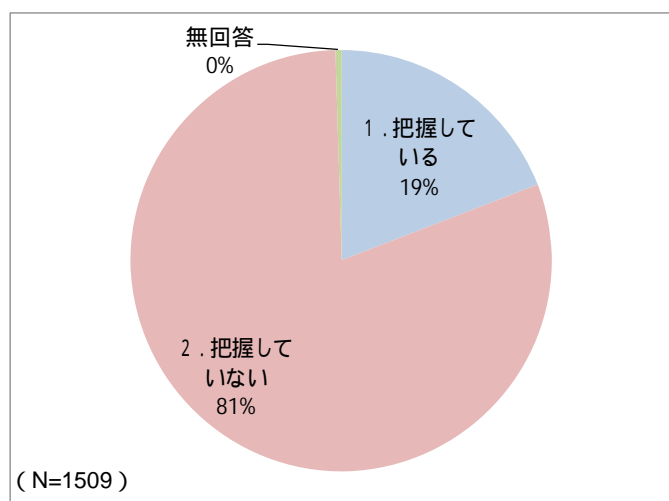


図 5 家庭から排出される食品廃棄物の量の把握、推計状況



表 6 家庭から排出される食品廃棄物の量の把握、推計状況

	回答数	回答率
1. 把握している	288	19%
2. 把握していない	1,215	81%
無回答	6	0%
合計	1,509	100%

5) 家庭から排出される食品廃棄物の発生量及び計算方法等

4)で家庭から排出される食品廃棄物の量を把握又は推計していると回答した自治体に対し、食品廃棄物の発生量や食品廃棄物の発生量の計算方法について調査を行った。把握又は推計していると回答した自治体の食品廃棄物の発生量合計は 328 万 t であった。全国の推計結果については、次項に詳細を記載する。

表 7 家庭から排出される食品廃棄物の発生量

	回答数	回答率	食品廃棄物の発生量(t)
回答あり	288	19%	3,286,585
回答なし	1221	81%	
合計	1509	100%	

また、食品廃棄物の量の計算方法としては、「組成調査のデータをもとに市区町村全体の食品廃棄物の量を推計」と回答した自治体が最も多く 75%を占める。1)で家庭から排出される食品廃棄物の分別収集を実施していると回答した自治体(72自治体)に対し、「分別収集しているため、そのデータとともに市区町村全体での値を把握、推計」と回答している自治体が少ないが、これは分別収集しているが、分別収集量は把握していないと回答した自治体が多かったためである。

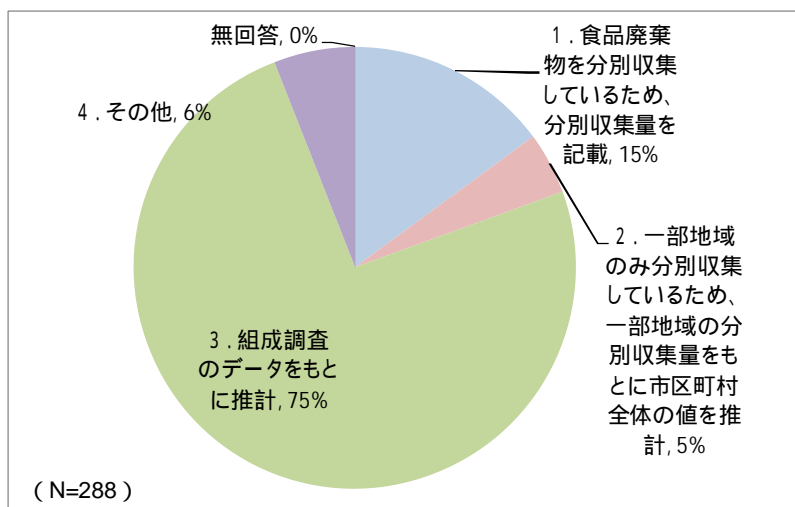


図 6 家庭から排出される食品廃棄物の量の計算方法

表 8 家庭から排出される食品廃棄物の量の計算方法

	回答数	回答率
1. 食品廃棄物を分別収集しているため、そのデータをもとに市区町村全体での値を記載	43	15%
2. 一部地域で分別収集しているため、そのデータをもとに市区町村全体での値を記載	13	5%
3. 組成調査のデータをもとに推計	215	75%
4. その他	17	6%
無回答	0	0%
合計	288	100%

6) 組成調査の調査対象や調査方法

5)で組成調査をもとに食品廃棄物の量を推計したと回答した自治体に対し、組成調査における調査対象や調査方法等について、調査を行った。組成調査の対象としては、「可燃ごみ」を対象としている自治体が最も多く、全体の76%を占めている。その他の回答としては、可燃ごみだけでなく、不燃ごみや資源ごみとあわせて組成調査を行っている自治体が多かった。

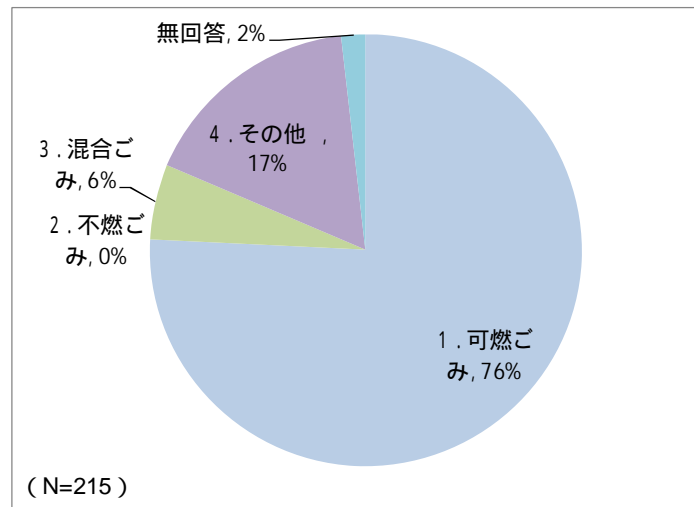


図 7 組成調査の対象

表 9 組成調査の対象

調査対象	回答数	回答率
1. 可燃ごみ	163	76%
2. 不燃ごみ	0	0%
3. 混合ごみ	12	6%
4. その他	36	17%
無回答	4	2%
合計	215	100%

組成調査の方法としては、「収集したごみを開封して調査」と回答した自治体が最も多く、8割の自治体で開封調査により組成調査を行っている。一方、「調査対象者からの自己申告」により組成調査を行っているとは回答した自治体は少なく、4自治体（2%）のみであった。その他の回答として、ごみピット内で攪拌後組成調査を実施している（24件、12%）と回答した自治体が多かった。

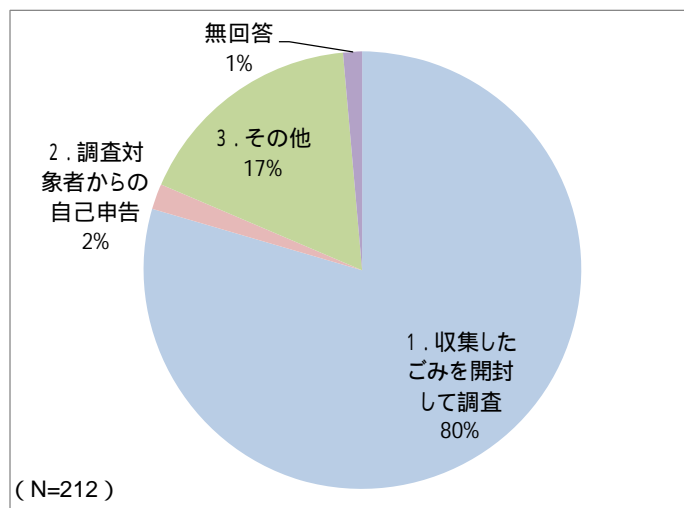


図 8 組成調査の調査方法

表 10 組成調査の調査方法

調査方法	回答数	回答率
1. 収集したごみを開封して調査	171	80%
2. 調査対象者からの自己申告	4	2%
3. その他	37	17%
無回答	3	1%
合計	215	100%

組成調査における事業系・家庭系の区分としては、事業系・家庭系を分けて実施している自治体が多く、約 6 割の自治体で家庭系と事業系を分けて組成調査を行っている。その他の回答としては、「地域特性を考慮し、戸建て・集合住宅・住商混在地区それぞれの収集ごみの組成調査を実施している」という回答もあった。

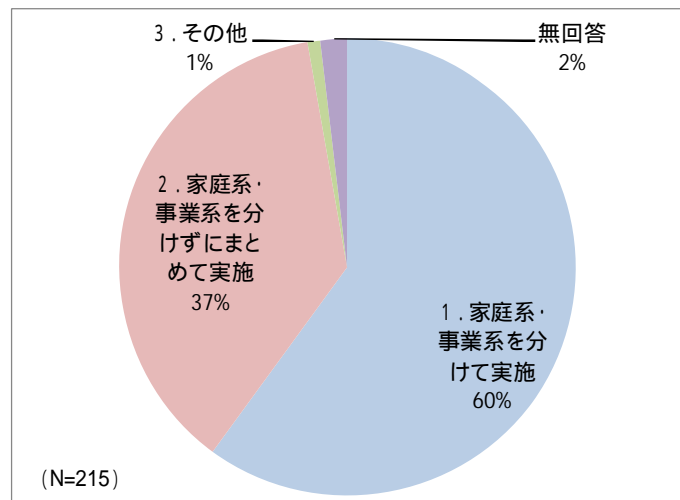


図 9 組成調査における家庭系・事業系の区分

表 1 1 組成調査における家庭系・事業系の区分

家庭系・事業系の区分	回答数	回答率
1. 家庭系・事業系を分けて実施	129	60%
2. 家庭系・事業系を分けずにまとめて実施	80	37%
3. その他	2	1%
無回答	4	2%
合計	215	100%

7) 家庭から排出される食品ロス量の把握状況

家庭から排出される食品ロス量の把握状況について調査を行ったところ、把握していると回答した自治体は 43 自治体と約 3%の自治体にとどまった。

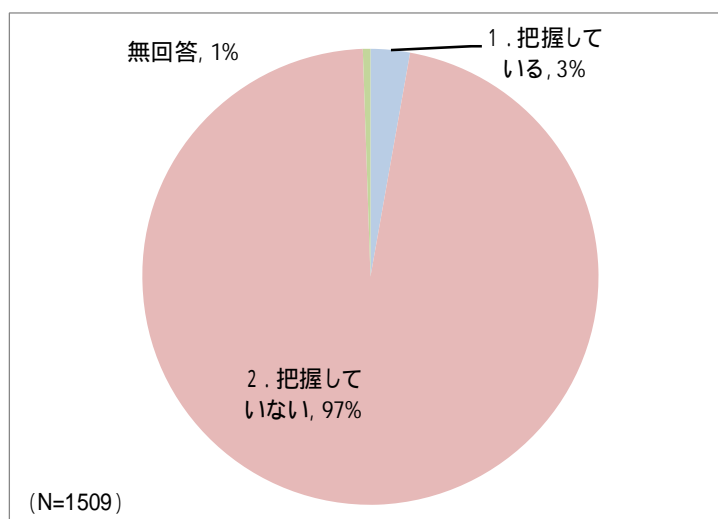


図 1 0 食品ロス量の把握状況

表 1 2 食品ロス量の把握状況

	回答数	回答率
1. 把握している	43	3%
2. 把握していない	1,458	97%
無回答	8	1%
合計	1,509	100%

8) 家庭から排出される食品ロス量及び計算方法等

7) で把握していると回答した自治体に対し、家庭から排出される食品ロス全体の量及び内訳(直接廃棄、過剰除去、食べ残し)ごとの食品ロス量について調査を行った。食品ロス量を把握していると回答した43自治体の回答の集計結果を下表に示す。食品ロス量のうち、直接廃棄分を把握している自治体が最も多く、過剰除去分を把握している自治体は少なかった。その理由としては、直接廃棄分は組成調査から比較的把握容易だが、過剰除去分は収集したごみから過剰除去分を把握することが難しいことが一因であると推察される。なお、内訳は把握していないが、食品ロス全体量のみ把握している自治体の回答結果も集計対象としたため、内訳の合計値が食品ロス量と一致しないことに留意が必要である。また、全国の推計結果については、次項に詳細を記載する。

表 1 3 食品ロス量

	回答数	食品ロス量(t)
食品ロス量( )	43	478,016
うち、直接廃棄の量	38	174,699
うち、過剰除去の量	7	52,191
うち、食べ残しの量	13	106,169

食品ロス量は全体のみ回答している自治体分も含む

食品ロス量の計算方法としては、「食品廃棄物の排出量を把握するために実施している組成調査のデータから推計」と回答した自治体が約7割と最も多かった。その他の回答としては、一般廃棄物処理計画等のために実施している組成調査の結果から推計など、食品廃棄物の排出量を把握するための組成調査ではないが、自治体や組合で実施している組成調査の結果を使用して推計したという回答がほとんどであった。

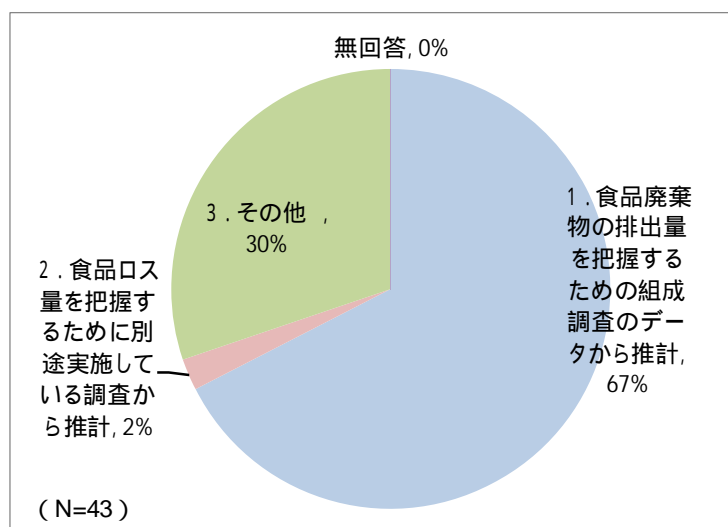


図 1 1 食品ロス量の計算方法

表 1 4 食品ロス量の計算方法

	回答数	回答率
1. 食品廃棄物の排出量を把握するために実施している組成調査のデータから推計	29	67%
2. 食品ロス量を把握するために別途実施している調査から推計	1	2%
3. その他	13	30%
無回答	0	0%
合計	43	100%

#### 9) 生ごみ処理機、生ごみコンポスト容器等の導入台数

生ごみ処理機、生ごみコンポスト容器等の導入台数について調査を行ったところ、補助金制度等の実施有無に係らず、導入台数を把握していると回答した自治体が約 76%であり、導入台数合計は「477,533 台」であった。

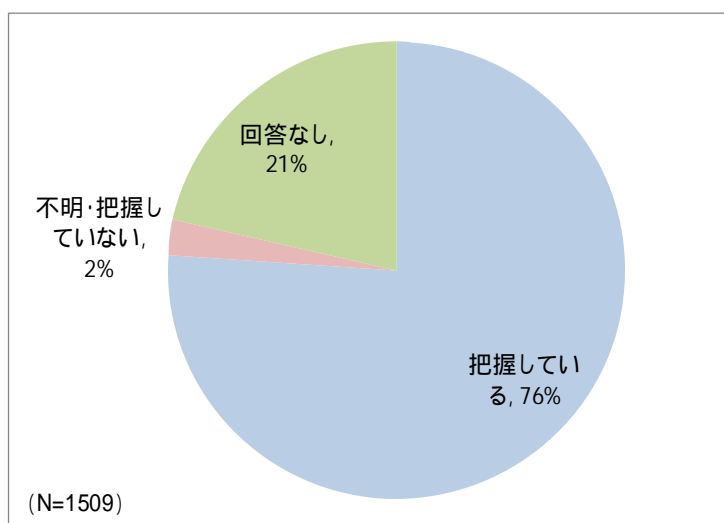


図 1 2 生ごみ処理機、生ごみコンポスト容器等の導入台数の把握状況

表 1 5 生ごみ処理機、生ごみコンポスト容器等の導入台数等

	回答数	回答率	導入台数 合計
把握している	1148	76%	477,533
不明・把握していない	37	2%	
回答なし	324	21%	
合計	1509	100%	

### 3. 地域内における食品循環資源の再生利用等の促進

#### 1) 食品関連事業者に対する食品廃棄物の発生抑制・再生利用に関する指導や普及啓発の状況

食品関連事業者に対する発生抑制や再生利用に関する指導や普及啓発の状況について調査を行ったところ、「特に指導や普及啓発は行っていない」と回答した自治体が最も多く、全体の8割以上を占める結果となった。指導や普及啓発を実施している自治体の中では、「発生抑制や再生利用に関する啓発パンフレットを配布している」や「減量計画書の提出の義務付けや立ち入り調査等により事業者に対する指導を行っている」と回答した自治体がそれぞれ74自治体、61自治体と比較的多かった。

その他の回答としては、食品関連事業者に限ってはいないが、多量排出事業者に対し減量計画書の提出や立ち入り調査を実施し、その中で食品廃棄物の発生抑制や再生利用について推進を行っている自治体が最も多かった。それ以外の回答としては、飲食店やホテルなどに対し食べきり運動等の協力の依頼や一般廃棄物収集運搬許可業者に対する排出事業者への再生利用の促進への協力の依頼などが挙げられた。

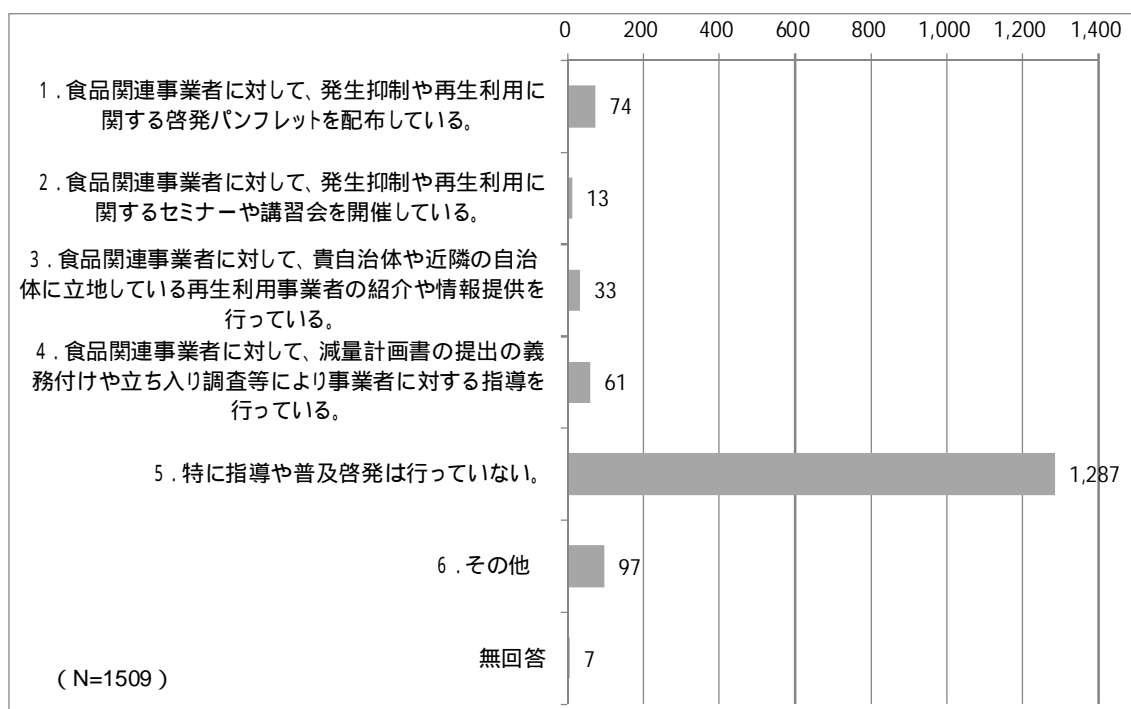


図 1 3 食品関連事業者に対する発生抑制・再生利用に関する指導や普及啓発の状況



表 1 6 食品関連事業者に対する発生抑制・再生利用に関する指導や普及啓発の状況

	回答数	回答率
1. 食品関連事業者に対して、発生抑制や再生利用に関する啓発パンフレットを配布している。	74	5%
2. 食品関連事業者に対して、発生抑制や再生利用に関するセミナーや講習会を開催している。	13	1%
3. 食品関連事業者に対して、貴自治体や近隣の自治体に立地している再生利用事業者の紹介や情報提供を行っている。	33	2%
4. 食品関連事業者に対して、減量計画書の提出の義務付けや立ち入り調査等により事業者に対する指導を行っている。	61	4%
5. 特に指導や普及啓発は行っていない。	1,287	85%
6. その他	97	6%
無回答	7	0%
総計	1,509	

## 2) 地域の民間の再生事業者の把握状況

地域の民間の再生事業者の把握状況については、「特に把握していない」と「地域内に民間の再生利用事業者は存在しない」がそれぞれ全体の45%、31%を占めており、7割以上の自治体で地域内に民間の再生事業者が存在しない、もしくは把握していないという結果となった。一方、再生事業者を把握していると回答した329自治体のうち、105自治体では再生利用手法や収集・受入可能地域、再生利用量等の再生利用の状況も含め把握していると回答があった。その他の回答としては、「一部の事業者のみ把握している」や「許可業者のみ把握している」との回答が多かった。

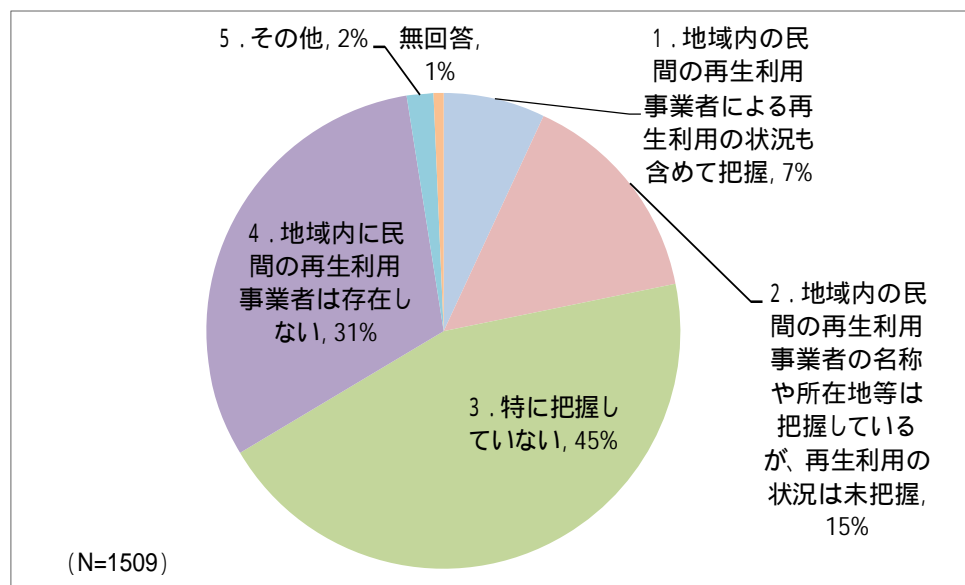


図 1 4 地域の民間の再生事業者の把握状況

表 17 地域の民間の再生事業者の把握状況

	回答数	回答率
1. 地域内の民間の再生利用事業者による再生利用の状況(リサイクル手法や収集・受入可能地域、再生利用量等)について把握している。	105	7%
2. 地域内の民間の再生利用事業者の名称や所在地等、基礎的なことは把握しているが、再生利用の状況までは把握していない。	224	15%
3. 特に把握していない。	673	45%
4. 地域内に民間の再生利用事業者は存在しない。	469	31%
5. その他	28	2%
無回答	10	1%
合計	1,509	100%

具体的な把握方法としては、「一般廃棄物処分業等の許可申請時や更新時の届出書や施設の検査」や「定期的(毎月や毎年など)な事業者からの実績報告」などの回答が多く、その他「現地確認や聞き取り」などの回答もあった。

### 3) 地域内の再生利用事業計画(リサイクルループ)の認定を受けた事業者の把握状況や把握方法

地域内の再生利用事業計画の認定をうけた事業者の把握状況としては、「把握している」と回答した自治体は約14%の206自治体であった。把握の方法としては、「都道府県からの情報提供により把握」が最も多く、「国、事業者のHP等から地域内の再生利用に関する取組について情報収集」、「事業者からの相談・連絡等で把握」が続く結果となった。

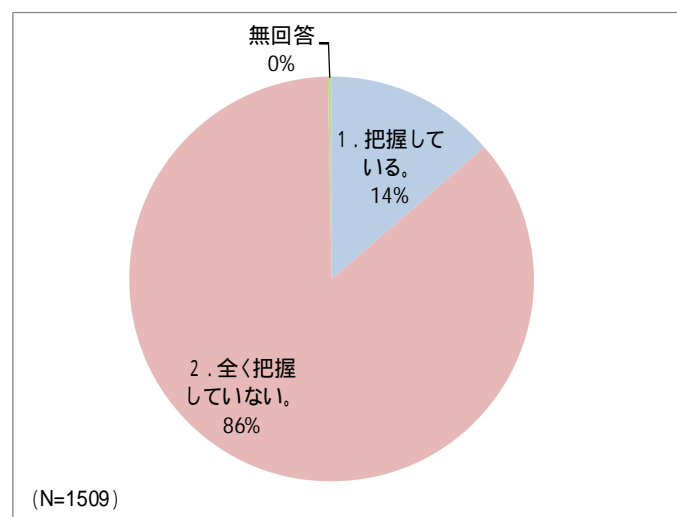


図 15 地域内の再生利用事業計画の認定を受けた事業者の把握状況

表 1 8 地域内の再生利用事業計画の認定を受けた事業者の把握状況

	回答数	回答率
1. 把握している。	206	14%
2. 全く把握していない。	1,299	86%
無回答	4	0%
合計	1,509	100%

把握していると回答した自治体に対し把握方法を調査した所、「都道府県からの情報提供により把握」と回答した自治体が 87 自治体（42%）と最も多く、「地域内の再生利用に関する取組について自ら情報収集している（70 自治体、34%）」、「事業者からの相談・連絡等で把握（69 自治体、33%）」がほぼ同程度で続く結果となった、その他の回答としては、「一般廃棄物処分量の許可申請時に把握」や「再生利用事業計画の認定を受けた事業者がいないことを把握している」との回答が多かった。

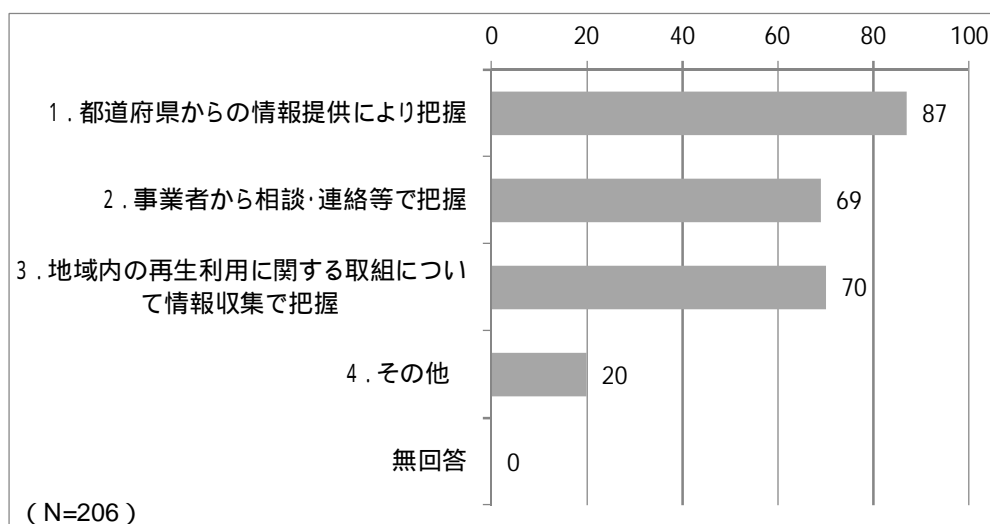


図 1 6 地域内の再生利用事業計画の認定を受けた事業者の把握方法

表 1 9 地域内の再生利用事業計画の認定を受けた事業者の把握方法

調査対象	回答数	回答率
1. 都道府県から、再生利用事業計画(食品リサイクルループ)の認定を受けた事業者についての情報提供があったため。	87	42%
2. 事業者から相談・連絡等を受けていたため。	69	33%
3. 地域内の再生利用に関する取組について情報収集を行っているため(国、事業者のホームページ等から把握)。	70	34%
4. その他	20	10%
無回答	0	0%
総計	206	

#### 4) 食品廃棄物の受入れに関する市区町村間での協議への対応状況

食品廃棄物の受入れに関する市区町村間での協議への対応状況について調査を行ったところ、「協議等を行っていない」と回答した自治体が最も多く約9割の自治体で特に協議等を行っていないという結果であった。協議等を行っている自治体は約1割の146自治体であり、そのうち22自治体では、再生利用事業計画の取組やその他の食品循環資源の再生利用の取組について、他の事例と比較して簡易な手続きを採用する等の配慮を行っている」と回答している。

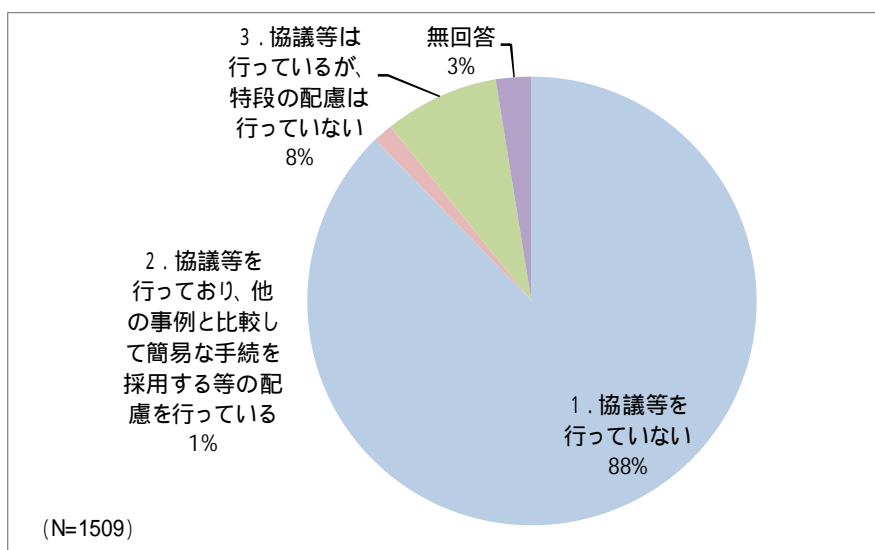


図 17 食品廃棄物の受入れに関する市区町村間での協議への対応状況

表 20 食品廃棄物の受入れに関する市区町村間での協議への対応状況

	回答数	回答率
1. 食品廃棄物の受入れについて協議等を行っていない。	1,324	88%
2. 食品廃棄物の受入れについて協議等を行っており、再生利用事業計画の取組やその他の食品循環資源の再生利用の取組について、他の事例と比較して簡易な手続きを採用する等の配慮を行っている。	22	1%
3. 食品廃棄物の受入れについて協議等を行っているが、再生利用事業計画の取組やその他の食品循環資源の再生利用の取組について特段の配慮は行っていない。	124	8%
無回答	39	3%
合計	1,509	100%

「3. 食品廃棄物の受入れについて協議等を行っており、他の事例と比較して配慮を行っていない」と回答した場合の具体的な支援の方法としては、「食品残さに限定した収集運搬業の許可制度の創設」や「一般廃棄物再生利用指定業者を紹介」などが挙げられた。また、「1. 協議等を行っていない。」と回答した自治体については、「排出者に対する再生利用事

業者の紹介」や「多量排出事業者に対するパンフレットや小冊子を使用した食品廃棄物の再生利用に関する普及啓発」などの回答が多かった。

5) 家庭から排出される食品廃棄物・食品ロス削減のための取組状況及び効果の把握状況  
家庭から排出される食品廃棄物・食品ロス削減のための取組状況については、「消費者に対し、生ごみの水切りの促進に関する普及啓発等の取組を行っている」と回答した自治体が最も多く、965 の自治体（64%）で実施している。次いで、「消費者に対し、購買行動の改善や家庭での食品ロス削減の取組方法に関する普及啓発等の取組を行っている」が 343 自治体、「学校・幼稚園・保育園等における普及啓発等の取組を行っている」が 213 自治体という結果となった。一方、外食事業者や食品小売業者と連携した取組を実施している自治体は比較的少ない傾向にあり、「特に取組を行っていない」と回答した自治体は 451 自治体と全体の 3 割を占める結果となった。その他の回答としては、「スーパーに対する量り売りの協力要請」や「環境学習、出前講座、食品ロス削減に関するイベント等の開催」、「家庭でできるごみ減量に関する工夫の紹介」などが挙げられた。

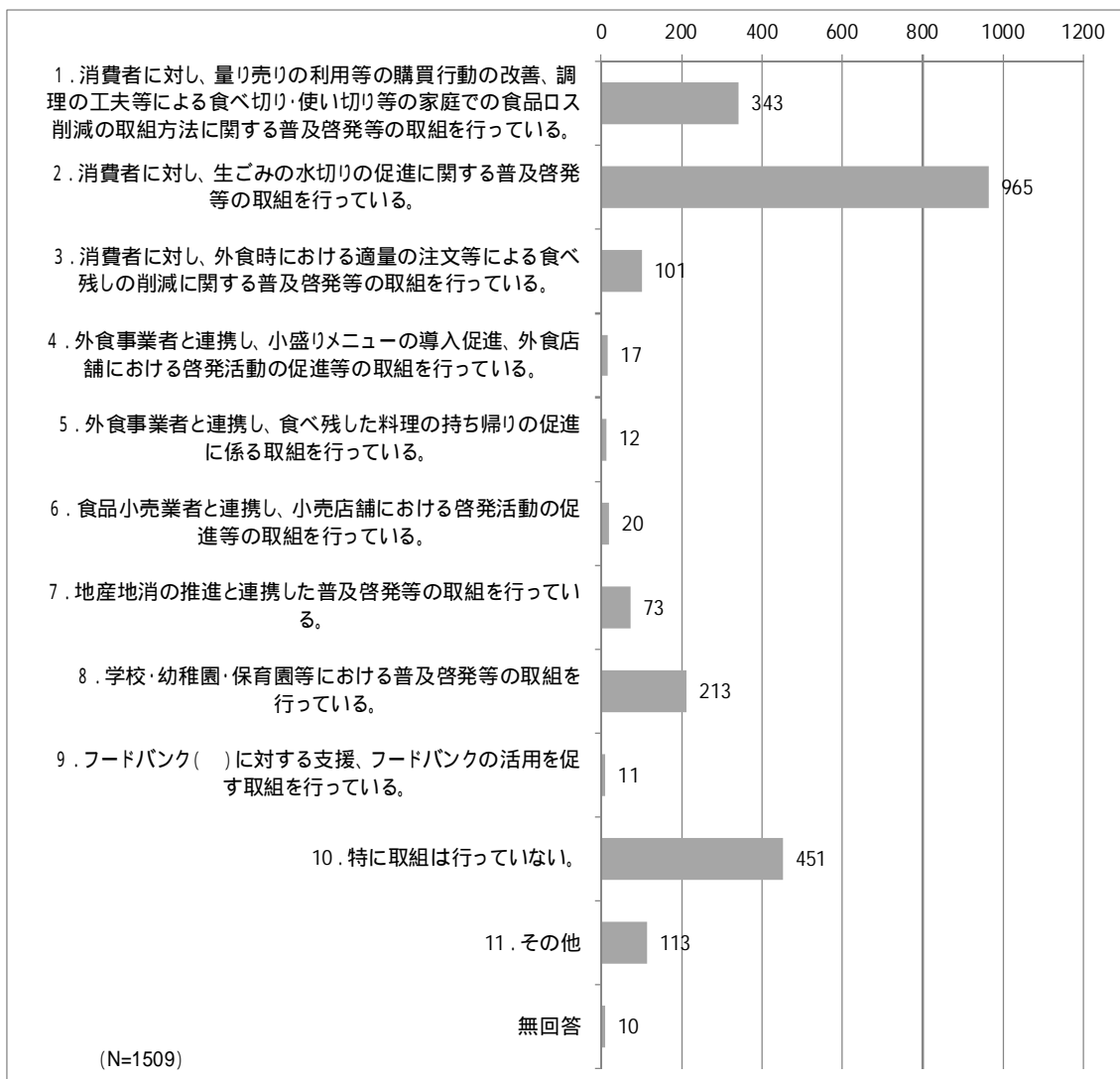


図 18 家庭から排出される食品廃棄物・食品ロス削減のための取組状況

表 2 1 家庭から排出される食品廃棄物・食品ロス削減のための取組状況

	回答数	回答率
1. 消費者に対し、量り売りの利用等の購買行動の改善、調理の工夫等による食べ切り・使い切り等の家庭での食品ロス削減の取組方法に関する普及啓発等の取組を行っている。	343	23%
2. 消費者に対し、生ごみの水切りの促進に関する普及啓発等の取組を行っ	965	64%
3. 消費者に対し、外食時における適量の注文等による食べ残しの削減に関する普及啓発等の取組を行っている。	101	7%
4. 外食事業者と連携し、小盛りメニューの導入促進、外食店舗における啓発活動の促進等の取組を行っている。	17	1%
5. 外食事業者と連携し、食べ残した料理の持ち帰りの促進に係る取組を	12	1%
6. 食品小売業者と連携し、小売店舗における啓発活動の促進等の取組を	20	1%
7. 地産地消の推進と連携した普及啓発等の取組を行っている。	73	5%
8. 学校・幼稚園・保育園等における普及啓発等の取組を行っている。	213	14%
9. フードバンク( )に対する支援、フードバンクの活用を促す取組を行ってい	11	1%
10. 特に取組は行っていない。	451	30%
11. その他	113	7%
無回答	10	1%
総計	1,509	

食品廃棄物・食品ロス削減のための取組状況で何かしらの取組を実施していると回答した自治体に対し、効果の把握状況を調査したところ、58の自治体で効果を把握していると回答があった。効果の把握方法としては、「生ごみ処理機や生ごみコンポスト補助制度による実績報告」や「生ごみ水切りモニター事業や実証事業による参加者からの報告国」、「市民を対象としたごみ減量による意識調査」、「可燃ごみの収集量等により把握」などが挙げられた。

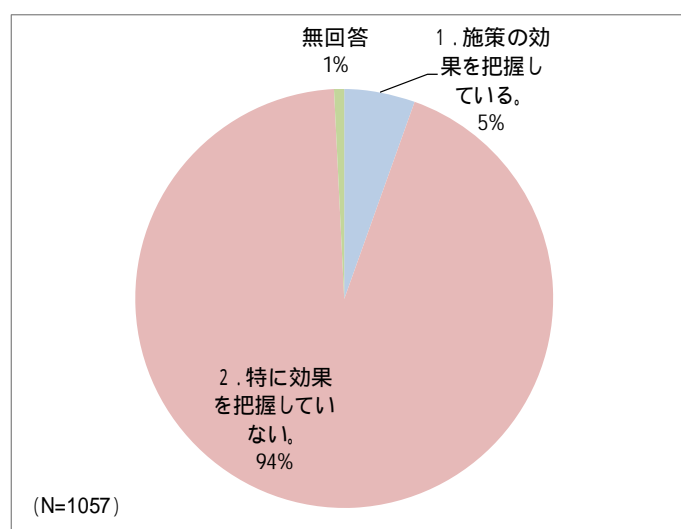


図 1 9 家庭から排出される食品廃棄物・食品ロス削減のための取組状況

表 2 2 家庭から排出される食品廃棄物・食品ロス削減のための取組状況

	回答数	回答率
1. 施策の効果を把握している。	58	5%
2. 特に効果を把握していない。	991	94%
無回答	8	1%
合計	1,057	100%

6) 一般廃棄物処理計画における食品廃棄物等の記載状況

一般廃棄物処理計画における食品廃棄物等の記載状況としては、「生ごみ処理機・生ごみコンポスト容器の購入に対する助成制度」と回答した自治体が最も多く、約6割(868自治体)で助成を行っているという結果となった。次いで、「食品廃棄物の発生抑制・減量」や「飼料化・肥料化等の食品廃棄物の再生利用の推進」が555自治体(37%)、377自治体(25%)という結果となった。その他の回答としては、「生ごみの分別収集」や「学校給食において発生する生ごみの減量化」、「公共施設等の食品残さの堆肥化」などが挙げられた。

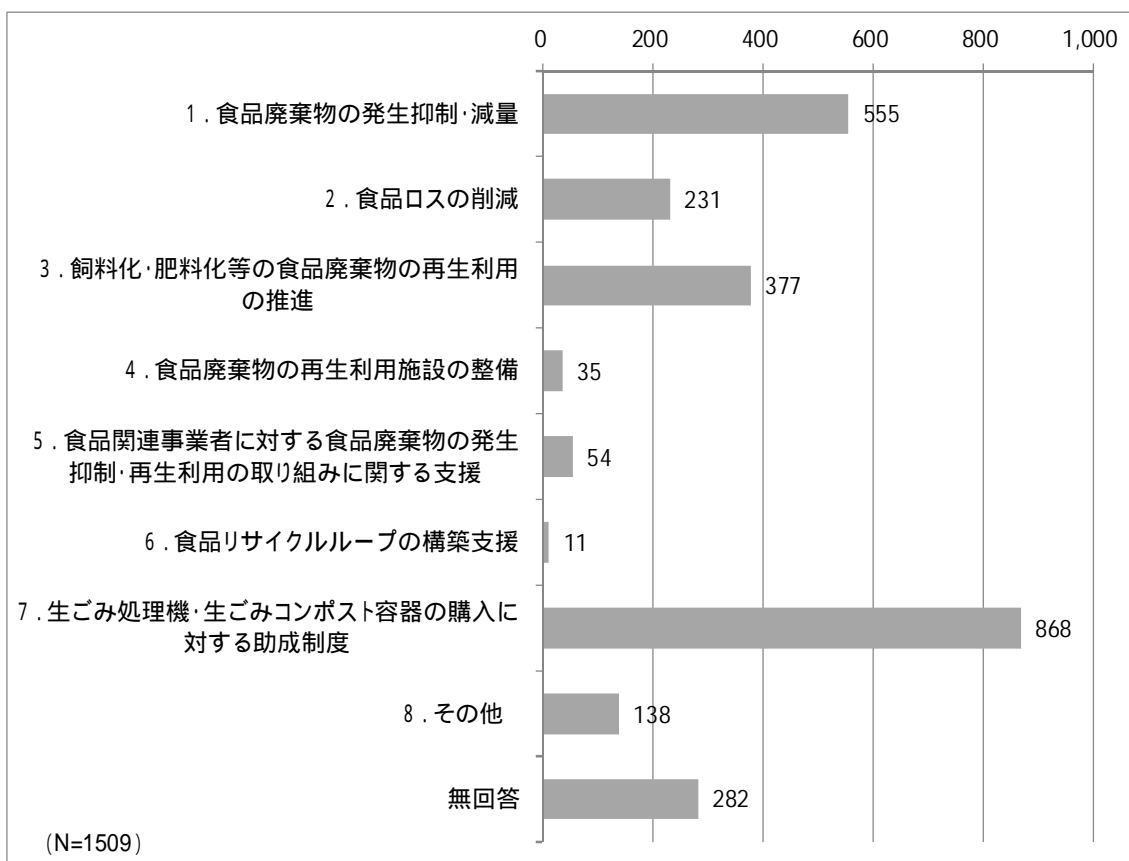


図 2 0 家庭から排出される食品廃棄物・食品ロス削減のための取組状況

表 2 3 家庭から排出される食品廃棄物・食品ロス削減のための取組状況



	回答数	回答率
1. 食品廃棄物の発生抑制・減量	555	37%
2. 食品ロスの削減	231	15%
3. 飼料化・肥料化等の食品廃棄物の再生利用の推進	377	25%
4. 食品廃棄物の再生利用施設の整備	35	2%
5. 食品関連事業者に対する食品廃棄物の発生抑制・再生利用の取り組み	54	4%
6. 食品リサイクルループの構築支援	11	1%
7. 生ごみ処理機・生ごみコンポスト容器の購入に対する助成制度	868	58%
8. その他	138	9%
無回答	282	19%
総計	1,509	

#### 4. 全国推計

本業務では、アンケート調査結果等を基に、家庭から排出される全国の食品廃棄物と食品ロス量について、推計を行った。推計結果を以下に示す。

##### 4.1. 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の全国推計

本業務では、アンケート調査にて家庭から排出される食品廃棄物の発生量を把握・推計していると回答した市区町村については、回答結果を使用し、把握・推計していないと回答した市区町村については、把握・推計していると回答した市区町村の回答結果を基に各市区町村における家庭から排出される食品廃棄物の発生量を推計し、合算することで全国の家庭から排出される食品廃棄物の発生量を推計した。

また、家庭から排出される食品廃棄物の発生量を把握していない市区町村の推計方法として、以下に示す2つの方法について検討を行った。

- ( )可燃ごみ（もしくは混合ごみ）に対する食品廃棄物の発生量の割合を算出後、各市区町村の可燃ごみ（もしくは混合ごみ）の発生量に対し、食品廃棄物の発生量の割合を乗算することで、全国の食品廃棄物の発生量を推計
- ( )1人1日あたりの食品廃棄物の発生量を算出後、全国の人口に1日1日あたりの排出量を乗算することで、全国の食品廃棄物の発生量を推計

その結果、環境省担当者と協議のもと、人口の増減に影響されず、より市区町村における取組の効果を反映可能な( )の方法で推計を行うこととした。

以下に( )の推計方法を示す。

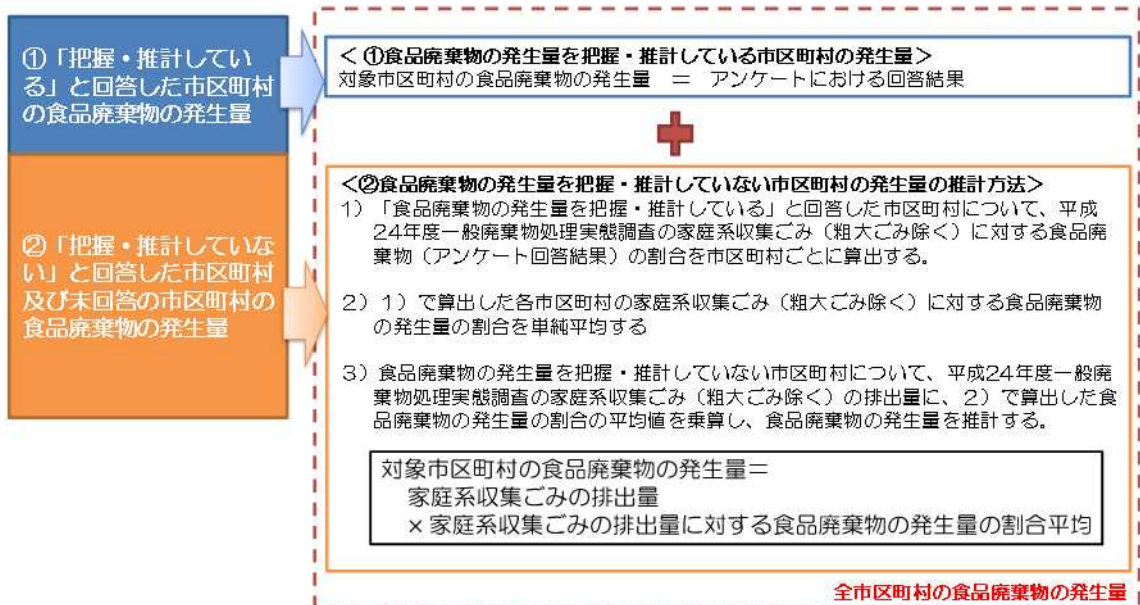


図 2 1 家庭から排出される食品廃棄物の推計方法

なお、各市区町村の回答結果を精査した所、一部地域のみでの収集量や試行事業の実績値のみを回答している場合や家庭系及び事業系による組成調査を基に推計を行っている自治体も多く、実際の食品廃棄物の発生量を過小評価している可能性が高いため、各市区町村の回答結果を下表に示す7区分に分類した。その上で、1～3に該当する市区町村については、回答結果を使用し、それ以外の市区町村については推計結果を使用することとした。

表 2 4 各市区町村における食品廃棄物の発生量の区分結果

		市区町村数	
		合計	
回答結果を使用	1:全地域で食品廃棄物を分別収集	37	169
	2:家庭系のみ組成調査結果から推計	129	
	3:その他	3	
推計結果を使用	4:一部地域のみ分別収集	23	1,573
	5:家庭系及び事業系の組成調査結果から推計	86	
	6:その他	9	
	7:回答なし(調査票未回収分含む)	1,455	
		1,742	

次に、家庭系収集ごみ(粗大ごみ除く)に対する食品廃棄物の発生量の割合の平均値を算出した。平均値の算出には上記で回答結果を使用することとした市区町村のうち、家庭系のみ組成調査から推計を行った市区町村を対象とし、各市区町村における平成24年度一般廃棄物実態調査の家庭系収集ごみ(粗大ごみ除く)に対する食品廃棄物の発生量の割合を算出し、単純平均した。結果を下表に示す。

表 2 5 家庭系収集ごみに対する食品廃棄物の発生量の割合

平均値の対象市区町村数	129
家庭系収集ごみ(粗大ごみ除く)に対する食品廃棄物の発生量の割合の単純平均値	32%

算出した家庭系収集ごみ(粗大ごみ除く)に対する食品廃棄物の発生量の割合の単純平均値と平成24年度一般廃棄物実態調査の結果を基に、4～7に該当する市区町村の家庭から排出される食品廃棄物の発生量を推計した。

その結果、食品廃棄物の発生量を把握・推計している市区町村における食品廃棄物の発生量が「2,951千t」(169市区町村)、食品廃棄物の発生量を把握・推計していない市区町村における食品廃棄物の発生量が「5,894千t」であり、全国の家庭から排出される食品廃棄物の発生量が「8,845千t」という結果となった。

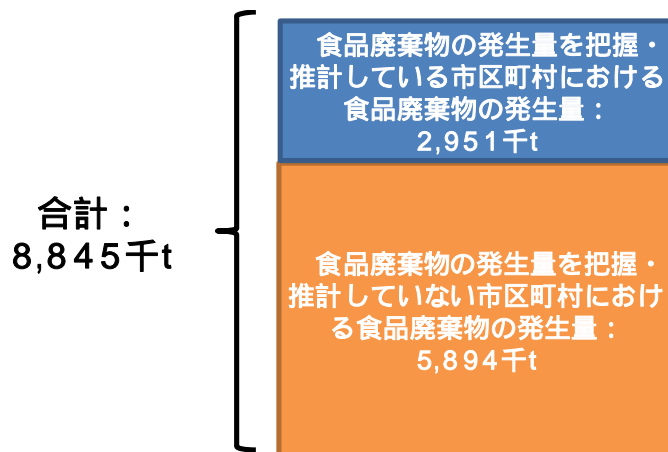


図 2.2 家庭から排出される食品廃棄物の推計結果

#### 4.2. 家庭から排出される食品ロス量の全国推計

食品ロス量の推計については、アンケート調査で回答のあった食品ロス量と(1)で推計した各市区町村における家庭から排出される食品廃棄物の発生量を基に、全国の家庭から排出される食品ロス量について推計を行った。

推計方法を以下に示す。

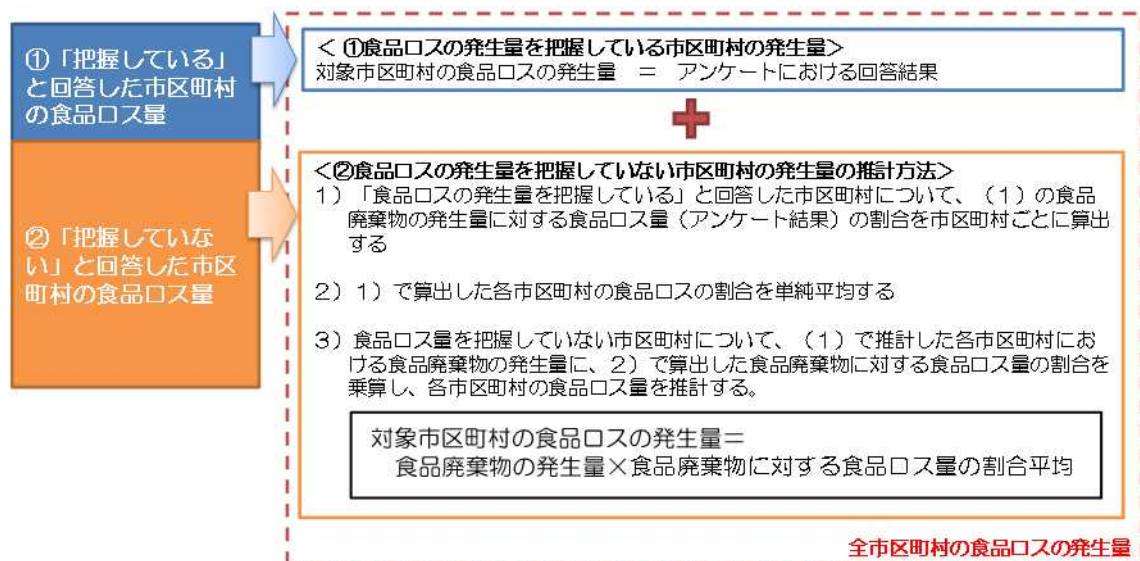


図 2.3 家庭から排出される食品ロス量の推計方法

各市区町村の回答結果を精査した所、食品ロス量の内訳(直接廃棄<sup>2</sup>、過剰除去<sup>3</sup>、食べ残

<sup>2</sup> 賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずにそのまま廃棄したもの

<sup>3</sup> 調理時にだいこんの皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分

し<sup>4)</sup>のうち、一部の食品ロス量のみ把握している市区町村が多かったため、本推計では食品ロス量の内訳ごとに各市区町村の食品ロス量を推計することとした。食品ロス量の内訳ごとの回答市区町村数と平均値を下表に示す。なお、食品ロス量の回答があった市区町村のうち、食品ロス量以外も含めて回答があった市区町村については、対象外とした。

また、食品ロス量を把握している市区町村数は限られていたため、消費者庁の「地方公共団体における普及啓発事業（先駆的プログラム：食品ロスの削減）」を通じて実施された都道府県及び市区町村の食品ロスの組成調査や環境省で実施している容器包装廃棄物の使用・排出実態調査の厨芥類の組成調査結果をもとに、妥当性の検証を行った。

表 2 6 食品廃棄物に対する食品ロス量の割合

	回答市区町村数		食品廃棄物に対する食品ロス量の割合(単純平均)
		うち、平均値の対象市区町村数	
直接廃棄	38	37	12.4%
過剰除去	7	3	10.1%
食べ残し	13	11	12.3%
合計			34.9%

算出した食品ロス量の内訳ごとの食品廃棄物に対する食品ロス量の割合平均と食費ロス量を把握していない市区町村の(1)で推計した家庭から排出される食品廃棄物の発生量を用いて、食品ロス量を把握していない市区町村の内訳ごとの食品ロス量を推計した。

推計結果を以下に示す。全国の家から発生する食品ロス量のうち、直接廃棄が「1,076千t」、過剰除去が「917千t」、食べ残しが「1,124千t」という結果となった。

表 2 7 食品ロス量の推計結果

	食品ロス量を把握している市区町村		食品ロス量を把握していない市区町村				食品ロス量合計(千t/年)
	市区町村数	食品ロス量(千t/年)	市区町村数	食品廃棄物の発生量(千t/年)	食品ロス量の割合(%)	食品ロス量(千t/年)	
直接廃棄	37	175	1,705	7,246	12.4%	901	1,076
過剰除去	3	29	1,739	8,748	10.1%	888	917
食べ残し	11	103	1,731	8,301	12.3%	1,021	1,124
合計		306				2,810	3,116

<sup>4</sup> 料理の食材として使用又はそのまま食べられるものとして提供された食品のうち、食べ残して廃棄したもの

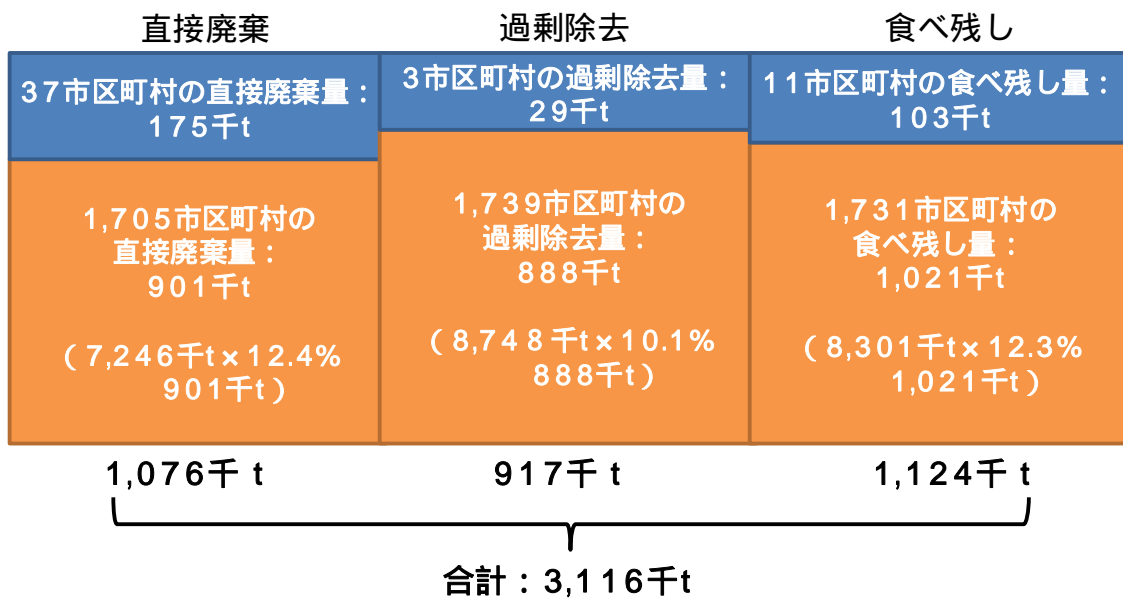


図 24 家庭から排出される食品ロス量の推計結果

## 5. ヒアリング調査

アンケート調査結果等を踏まえ、取組が進んでいる自治体と取組があまり進んでいない自治体について、電話によるヒアリング調査を行った。

表 28 ヒアリング対象（取組が進んでいる自治体）

ヒアリング対象自治体	
家庭における食品廃棄物・食品ロスの削減に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 兵庫県たつの市</li> <li>➤ 神奈川県三浦市</li> <li>➤ 北海道札幌市</li> <li>➤ 長野県松本市</li> <li>➤ 福井県あらわ市</li> </ul>
食品関連事業者などの事業者に対する指導や普及啓発に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 東京都武蔵野市</li> <li>➤ 神奈川県川崎市</li> <li>➤ 佐賀県佐賀市</li> </ul>
再生利用に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 熊本県水俣市【肥料化】</li> <li>➤ 栃木県野木町【肥料化】</li> </ul>

表 29 ヒアリング対象（取組が進んでいない自治体）

ヒアリング対象自治体	
北海道・東北	➤ 【人口規模】:5万人未満
関東	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 【人口規模】:5万人～10万人</li> <li>➤ 【人口規模】:5万人未満</li> <li>➤ 【人口規模】:5万人～10万人</li> <li>➤ 【人口規模】:5万人～10万人</li> </ul>
中部	➤ 【人口規模】:5万人～10万人
近畿	➤ 【人口規模】:5万人～10万人
中国	➤ 【人口規模】:10万人以上
四国	➤ 【人口規模】:5万人未満
九州・沖縄	➤ 【人口規模】:5万人未満

### 5.1. 取組が進んでいる自治体

取組が進んでいる各自治体のヒアリング結果を以下に示す。なお、3月末時点で掲載確認が取れたものを以下に示す。

#### 家庭における食品廃棄物・食品ロスの削減に関する取組

対象自治体	兵庫県たつの市	
基礎情報	【人口・世帯数】	
	人口	80,535 人
	世帯数	29,408 世帯
	【食品廃棄物の分別収集の有無】無し 【再生利用】 -	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食育の観点から、環境課だけでなく他の部署（健康課）と連携し、食育月間（10月）にイベントでの生ごみ減量化のパネル展示や水切り運動の普及啓発などを行っている。また、「減らそう生ごみ実践講習会」を開催し、たつの市におけるごみの現状とごみ減量化の取組に関する説明やEMボカシの普及啓発のためのEMボカシ作り体験などを行っている。</li> <li>・ 過去には個人への生ごみ処理機等の購入助成を行っていたが、なかなか効果が把握できなかったため、平成21年度から、個人ではなく団体が行う堆肥化活動に対して補助金を出し、実績を報告する「地域でチャレンジ生ごみ堆肥化事業」に切り替えた。</li> <li>・ また、小学生が夏休みに地域のごみステーションで立番体験をしたときに、ごみ袋に水がたまっていることに着目し、生ごみの水切りの自由研究を行った。そういったことをきっかけに、当市では生ごみ水切りモニターを平成22～26年度において募集し、様々な方法による水切りの実証実験を行った。</li> <li>・ 食育（エコクッキング）の取組のなかで、地産地消を推進している。</li> </ul>	
効果の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域でチャレンジ生ごみ堆肥化事業」において、実績を報告しているため、それにより効果（減量化量）を把握している。</li> <li>・ 生ごみ水切りモニターへの参加者を対象にその後の水切り実施状況等についてアンケートを実施し、モニターの多くが今でも引き続いて水切り活動を実施されていることを把握している。</li> </ul>	
課題・苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畑や菜園での自家堆肥を推奨しているが、都市部ではなかなか難しい。畑や菜園がない人向けにEMボカシや段ボールコンポストなどを推奨しているが、結局できた堆肥を使う先がないため、あまり取組が進んでいない状態である。</li> </ul>	



対象自治体	北海道札幌市	
基礎情報	【人口・世帯数】	
	人口	1,928,776 人
	世帯数	910,581 世帯
	【食品廃棄物の分別収集の有無】一部地域のみ分別収集を実施 【再生利用】肥料化：18.60t	
取組の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>以前から生ごみの減量・リサイクルに取り組んでいたが、平成 24 年度から家庭から排出される生ごみの減量やリサイクルについて、大々的に取組を開始した。</li> </ul>	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市の特徴的な取組として、札幌市立大学デザインによる生ごみ水切り器の製作を行っている。札幌発の生ごみ水切り器は平成 24 年度に札幌市立大学にデザインを委託し、平成 25 年度にメーカー含め開発検討を行い、平成 25 年度秋に製品化をした。また、製作した生ごみ水切り器をイベント等で無料配布を行った。</li> <li>その他、市の HP や広報誌による普及啓発だけでなく、フリーペーパーによる広告や、生ごみの減量や資源化にあまり関心のない市民への広報として、スーパーでのイベントなど普及啓発の取組を行っている。</li> <li>また、平成 24 年度には食材を最後まで無駄なく食べるための「使い切り・食べきり」レシピを市民から募集し、市の HP で紹介している。</li> </ul>	
効果の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年度及び平成 26 年度に市民に対し、「生ごみ減量・資源化に関する関心度・実践度等調査」を実施し、実施している取組の効果の把握や今後の施策の方向性等の検討に活用している。</li> <li>札幌発の生ごみ水切り器を協力世帯に配布し、使用者に対するアンケートなどを実施し、水切り器を使用した感想だけでなく、生ごみ減量に対する意識変化等を調査している。</li> </ul>	
課題・苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみの減量や資源化にあまり関心がない市民への普及啓発が課題と考えている。また、普及啓発に関する取組はなかなかその効果が把握できないため、試行錯誤で検討を行っている。</li> </ul>	

対象自治体	長野県松本市	
基礎情報	【人口・世帯数】	
	人口	243,699 人
	世帯数	101,320 世帯
	【食品廃棄物の分別収集の有無】無し	

	【再生利用】 -
取組の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>松本市では、「宴会で出される料理が大量に捨てられていてもったいない」という当市の市長の発案のもと、平成 23 年度から「残さず食べよう！30・10（さんまる いちまる）運動」を始めた。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>宴会時の食べ残しを減らす運動として「30・10 運動」を開始し、宴会時に以下の運動を実践してもらうよう普及啓発を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>注文の際に適量を注文しましょう。</li> <li>乾杯後 30 分間は席を立たず料理を楽しみましょう。</li> <li>お開き前 10 分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。</li> </ul> </li> <li>宴会時の「30・10 運動」を推進するために、松本旅料飲食団体協議会に対し、当運動の協力をお願いし、各飲食店に対しては「30・10 運動」のコースターやポスター等を無料配布し、市民が飲食店で「30・10 運動」が実践できるように協力をお願いしている。市民に対しては、「30・10 運動」のポケットティッシュを配布し普及啓発に努めている。</li> <li>また、飲食店等だけでなく、家庭でも「30・10 運動」を実践するための取組として、毎月 30 日を冷蔵庫クリーンアップデー、毎月 10 日をもったいないクッキングデーとして、パンフレットを作成するなど普及啓発に取り組んでいる。</li> <li>高齢者向けの食品ロスの取組として、「量より質を重視したメニュー」や「食べきれる分量のメニュー」を「プラチナメニュー」とし、飲食店や市民に対し普及啓発を行っている。</li> <li>食育に関する活動にも積極的に取り組んでおり、健康づくり課や農政課、保育課などの関連部局と連携し、イベントでの啓発品の配布やパネル展示を行っている。</li> <li>また、感受性豊かな子どもたちへの環境教育として市内の全ての公立幼稚園・保育園（46 園）で参加型環境教育を行っている。なお、園児たちへの環境教育の様子を HP で紹介している。</li> </ul>
効果の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立幼稚園・保育園での環境教育の取組について、環境教育後に園児や保護者の意識変化調査を行い、環境教育の効果の把握を行っている。調査の結果、園児だけでなく保護者への効果も感じており、子どもたちへの環境教育だけでなく、普及啓発がなかなか進まない若年層に対する取組としても重要であると考えている。</li> </ul>
課題・苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロス削減施策の一つとして、ドギーバックによる持ち帰りなどの取組もあるが、衛生管理の観点からなかなか飲食店の協力を得ら</li> </ul>

	れない場合もあるため、ガイドラインなどがあると取組も進めやすい。
--	----------------------------------

事業者に対する指導や普及啓発に関する取組

対象自治体	神奈川県川崎市	
基礎情報	【人口・世帯数】(平成24年10月1日現在)	
	人口	1,439,164人
	世帯数	672,392世帯
	【食品廃棄物の分別収集の有無】無し	
	【再生利用】 -	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川崎市では、多量排出事業者(1日平均100kg以上又は月平均3t以上の事業系一般廃棄物を市の指定処理施設へ搬入する事業者)及び準多量排出事業者(1日平均30kg以上100kg未満又は月平均0.9t以上3t未満の事業系一般廃棄物を市の指定処理施設へ搬入する事業者)に対し、毎年減量計画書の作成・提出を求めている。また、毎年5月下旬にこれら事業者を対象とした講習会を開催しており、平成26年度開催の講習会においては、食品廃棄物(厨芥類)の削減手法として、女性・子ども向けのミニメニュー等の開発、食べきりの推進、食べきりげんまんプロジェクトの紹介を行ったほか、再生利用事業者((株)アルフォ)を講師に招き、食品廃棄物の飼料化等、さらなる再生利用を図るよう事業者に促した。</li> <li>・ また、多量排出事業者に対しては、減量等計画書の提出時に事業系一般廃棄物の内訳や処理フロー、再生利用の状況等について聞き取りを行っており、その際に再生利用事業者の紹介や事業系一般廃棄物に関する小冊子の配布等を行っている。</li> <li>・ 上記のほか、主に多量排出事業者や準多量排出事業者を対象とした立入調査を年間150件程度実施しており、事業系一般廃棄物の減量化・資源化に向けた取組の実施状況等を調査するほか、事業系一般廃棄物に関する小冊子を配布している。</li> <li>・ 家庭から排出される食品廃棄物の取組としては、明治大学黒川農場との連携事業により、生ごみ堆肥の信頼性向上等を目的として、この取組に協力していただく市民モニター(10世帯)が生成した生ごみ堆肥の成分分析を行うとともに、この生ごみ堆肥を活用した実証栽培を行っている。</li> <li>・ 公共施設における食品廃棄物の取組としては、平成22年度から市内小学校3校から排出される食品廃棄物の飼料化の取組を始め、平成</li> </ul>	

	26年度に16校に拡充し、平成27年度はさらに5校増やす。
課題・苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者からは、食品廃棄物の再生利用を図る上で、コストの高さが課題となっていることを指摘されている。</li> <li>明治大学黒川農場との連携による生ごみリサイクルの取組で、生ごみ堆肥が肥料として効果があることが分かってきているが、活用する場の確保等が課題となる。</li> </ul>

#### 再生利用に関する取組

対象自治体	熊本県水俣市	
基礎情報	【人口・世帯数】	
	人口	27,162人
	世帯数	12,271世帯
	【食品廃棄物の分別収集の有無】分別収集を実施 【再生利用】肥料化(1081.79t)	
取組の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類対策特別措置法に適用するため、焼却施設の建て替えを行った際に、新施設の施設規模が従来施設に比べ容量が少なくするため、平成14年12月に生ごみの分別を開始し、生ごみの堆肥化の取組を始めた。</li> </ul>	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみは生ごみ用の指定袋(生分解性プラスチック袋)に入れて週2回、市で収集を行っている。</li> <li>収集をした生ごみは民間の再生利用事業者((株)吉永商会)に引渡し、堆肥化を行っており、肥料として販売している。</li> </ul>	
課題・苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみを収集する際に、ポリバケツではパッカー車で運べないため、生ごみ用指定袋で排出してもらっているが、指定袋の値段が割高のため、住民へ費用の負担をかけてしまっている。</li> </ul>	

## 5.2. 取組が進んでいない自治体

取組が進まない理由としては、食品廃棄物以外の資源化可能な廃棄物の資源化を優先して取り組んでいると回答する自治体や現在の処理システムで特に問題は発生していないため、特に食品廃棄物の発生抑制や再生利用に着目した取組は行っていないと回答する自治体が多かった。取組が進んでいない自治体のヒアリング結果を以下に示す。

表 30 ヒアリング結果（取組が進んでいない自治体）

基本情報		取組を実施していない(進まない)理由	今後の意向
北海道・東北	【人口規模】:5万人未満	<p>家庭への取組としては、ごみの出し方の冊子にて水切り徹底の呼びかけとその効果についても記載しており、既に住民の水切り等が徹底されているため、現在は特に取組を行ってない。</p> <p>事業者への取組としては、バイオマスタウン構想の中に食品資源(加工残さ)を燃料とする取組も含まれているが、現在は特に事業者に対する普及啓発活動は行っていない。</p> <p>また、再生利用については、現状の焼却処理で問題がないため、特に取組を行っていない。</p>	現状の処理で問題がないため、特に検討を予定していない。
関東	【人口規模】:5万人～10万人	<p>過去に生ごみコンポスト容器の補助も行っていたが、ごみの減量や意識が住民に浸透したことで生ごみコンポスト容器は比較的安価で購入できるため、現在では補助を廃止している。</p> <p>また、現在の処理方法で、生ごみ(可燃ごみ)の処理は問題なく実施できているため、特に食品廃棄物に関する取組は行っていない。</p>	現状の処理で問題がないため、特に検討を予定していない。
	【人口規模】:5万人未満	<p>生ごみ以外の資源化できる廃棄物の分別やリサイクルに関する取組を優先して実施している。また、現在の処理方法で可燃ごみは問題なく処理できていることもあり、現状特に食品廃棄物に関する取組は行っていない。</p>	現状の処理で問題がないため、特に検討を予定していない。

基本情報		取組を実施していない(進まない)理由	今後の意向
	【人口規模】:5万人~10万人	過去に生ごみコンポスト容器の補助を行い、堆肥化普及の活動を行ってきたが、一定の周知ができたので現在は行っていない。それにより、家庭から排出される生ごみ等の食品廃棄物の削減ができていると考えている。また、現在は肥料化より自然エネルギーの普及に注力しているため、生ごみの肥料化等の検討は行っていない。	一定の周知を行っており、自然エネルギーの普及に注力しているため、現在は特に検討を予定していない。
	【人口規模】:5万人~10万人	当市では現在、食品廃棄物の抑制や削減に着目していないため、特に取組を実施していない。	今後、国から情報提供や支援があれば取組することも考えられる。
中部	【人口規模】:5万人~10万人	生ごみ以外の資源化できる廃棄物(プラスチック製容器包装やガラス等の陶器類)の資源化を優先しているため、現在は食品廃棄物に関する取組を実施していない。	他の資源化できる廃棄物の資源化を優先しているため、現在は検討を行っていない。
近畿	【人口規模】:5万人~10万人	過去に生ごみコンポスト容器の補助を行っていたが、なかなか普及しなかった。加えて、ごみ排出量の増減などからその効果を把握できていないため、普及啓発の取組が中々進まない。 また、現在の処理方法で特に問題はないこともあり、現状特に食品廃棄物に関する普及啓発は行っていない。	現状の処理で問題がないため、特に検討を予定していない。
中国	【人口規模】:10万人以上	家庭系生ごみ(厨芥類)の分別収集を実施しておらず、実態を把握できていないため、具体的な取組の検討ができておらず、食品廃棄物に着目した特別な取組は行っていない。 また、再生利用については、肥料化、飼料化等を行う施設がないため、再生利用も行っていない。	現在検討は予定していない

基本情報		取組を実施していない(進まない)理由	今後の意向
四国	【人口規模】:5万人未満	市町村合併があり、現在ごみの収集体制を整備したばかりであり、生ごみの分別収集や再生利用を行うための収集体制を変更するのは難しい。	収集体制を整備したばかりで、特に検討を予定していない。
九州・ 沖縄	【人口規模】:5万人未満	以前は水切り指導等も行っていたが、現在は随時広報している程度である。また、発泡スチロールコンポスト容器の作り方をHPに公表しているが、あまり市民からの反応はない状況である。 世帯数等の減少により可燃ごみの量も減少しているため、現在の処理方法で特に問題は発生していないこともあり、現状特に食品廃棄物に着目した取組は行っていない。	収集の見直しを行うためには協議の必要があり、対応が難しいが、食品廃棄物の削減に関する普及啓発については検討の余地はある。